

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成十六年第四回臨時会

平成十六年七月十六日  
教育センター五階 中研修室

# 新宿区教育委員会

《平成十六年第二回臨時会》

日時 平成十六年七月十六日（金）  
場所 教育センター五階 中会議室

## 出席者

### 新宿区教育委員会

委員	長	木島	富士雄
委員		熊谷	洋一
委員		櫻井	美紀子
教育	長	山崎	輝雄

### 説明のため出席した者

次	長	今野	隆
教育政策課	長	吉田	悦朗
教育指導課	長	木下川	肇
審議委員会委員	長	小尾	昭子
生涯学習振興課	長	赤羽	憲子

### 書記

教育政策課管理係	長	久澄	聰志
教育政策課管理係	主査	伊丹	昌広

《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第 一 議案第四十八号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一〇七条の規定による教科用図書）の採択について

報 告

- 一 移動教室・夏季施設のあり方（最終報告書）について（教育指導課長）  
二 その他

協 議

- 一 平成十七年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について（教育指導課長）

木島委員長

ただいまから、平成十六年度新宿区教育委員会第四回臨時会を開会いたします。  
本日の会議には内藤委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。  
本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いします。  
本日は、教育委員会会議規則第十五条の規定に基づき、教科用図書審議委員会の委員長に出席を要請し、おいで願っておりますので、御承知おきください。

## 議 案

議案第四十八号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法一〇七条の規定による教科用図書）の採択について

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第四十八号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一〇七条の規定による教科用図書）の採択についてを議題といたします。

それでは、議案第四十八号について、教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、「議案第四十八号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一〇七条の規定による教科用図書の採択について」御説明いたします。

学校教育法第一〇七条の規定に基づく教科用図書は、養護学校及び小中学校の心身障害学級において使用される図書でございます。これは毎年度種目ごとに採択するよう規定されております。

七月の定例教育委員会におきまして、審議委員会から答申及び説明を受け協議したところです。本日は御審議いただき、採択をお願いするものです。

別添で教科用図書の一覧がございますので、それをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございます。学校教育法第一〇七条の規定に基づく教科用図書を採択する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。何か御質問がございますか。

櫻井委員

これは、この間見せていただいたのとの変更はないのでしょうか。

教育指導課長

変更は一切ございません。

木島委員長

ということは、この教科用図書以外にここに書いてあるのを、教科用図書以外の教科用図

教育指導課長  
木島委員長

書としてこの欄に書かれているのものを利用するということですね。

そのとおりでございます。

いかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第四十八号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一〇七条の規定による教科用図書）の採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

木島委員長

議案第四十八号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

報告事項

報告一 移動教室・夏季施設のあり方（最終報告書）について

報告二 その他

---

木島委員長

次に、事務局からの報告を受けます。

報告一について、教育指導課長から説明を受け、質疑を受けます。

教育指導課長

それでは、私より報告一の資料に基づき、御報告をさせていただきます。

「校外施設等あり方検討会最終報告書」でございます。これは既に中間報告を出させていただきましたが、その後ホームページ、区報等で御意見を募りました。御意見については寄せられたものはございませんでした。

中間報告から比べて大きく変わったところはございませんが、二十八ページをごらんください。そこについて若干説明をさせていただきます。

中間報告で移動教室の開発モデル校を研究していくということで、五校程度の募集を行いまして、現在その準備が整いつつございます。どちらかといえば児童数の少ない単学級の学校で五校程度が内定しておりまして、日光方面ということで準備が整いつつあります。

その際、印の二番目、移動教室の実施場所、条件等は、安全面、それから学習内容を充実させるための条件に見合ったところということで、そこに箇条書きにしてあるような形で進めているところでございます。

以上、御報告いたします。

木島委員長

説明が終わりました。

報告一について、御質疑のある方はどうぞ。

教育指導課長

この移動教室については、今のところ特に問題がないということと、それなりに子どもたちも教職員も問題がないということで、さらに移動教室の充実というか、そういうものを図るという意味でモデル校を指定して、新たに検討しようということですね。

いわゆる館山にございます塩見の施設が大分老朽化してきて、それを廃止せざるを得ないことに伴って、もう一度児童・生徒の実態に合わせて学校が創意工夫をして移動教室の立案に当たれるようにという配慮のもとにモデル校を研究先行的に研究をさせていくということが一番大きなねらいでございます。その上で、これまでも支障がなく、新宿区の学校教育に大きく資するところでございますけれども、より学校の要望にこたえつつ、学習内容、体験活動などが充実するというふうに受けとめておりますので、より充実すると教育委員会としては受けとめてございます。

木島委員長

ほかにどなたか。

櫻井委員

移動教室についてはそれほど問題がないのでしょうかけれども、夏季施設となると、これはほぼ区としての実施というのは見直すということで、生涯学習財団に移行するということは、それは具体的にはどういうふうなことになっていくのでしょうか

教育指導課長

夏季施設も教育指導課の所管として教育委員会が全面的に窓口となって進めていく活動でございます。ただ、実施に伴って、女神湖については今後施設の管理をいわゆる指定管理制度に伴って、よりそういうノウハウを持っている地元の業者にも委託を検討していく段階で進めてございます。

それから、千代田湖については、本区の財団もございますので、特に千代田湖はキャンプ場の管理人とか、それから地元に行って、後のいろいろなプログラミングなどについてもっと充実させられればよいということがございます。でありますので、そういうプログラミングを練ってもらって地元の受け入れをしてもらうということでありますので、いわゆる全く財団に主催のスタートのところから任せをお願いをするということではなくて、教育委員会の所管として行う中で、財団等にもお手伝いいただくという、そういうねらいでございます。

櫻井委員

すみません、どこかに書いてあるとは思いますが、この夏季施設というのは任意参加ということですよ。その参加率というのは、年々の推移というのはどうでしたか。減っているのですか。

教育指導課長

たしか前回私どもお話したと思うのですが、夏季施設として任意参加ではありますが、夏季休業中、学校が行う学校行事の位置づけでやっておりますので、女神湖でたしか九五%ぐ

らい、千代田湖で九〇%を超える参加率がありました。九〇%を超えて、なおかつ任意でありながら九〇%を超えるというのは、いわゆる一般の夏季施設の参加率とすればかなり高いというふうに思っております。

木島委員長

ほかに。

この教職員のアンケート結果で、櫻井委員が聞かれたのですが、夏季施設については生涯学習事業に位置づけを変更すべきと考える教師が四割を占めているということは、教師としてはどういうふうに考えて、こういう回答をしたのかということがちょっとわからないのですけれども。

教育指導課長

例えば千代田湖でありますと、キャンプの体験をさせていくというようなことになりますので、教員がすべてそういう専門性を身につけているかということになると、やはりちゅうちょするものがあるのではないかなというようなことも含めますと、夏季休業中で、子どもの参加も基本的には任意で募集しているというようなこともあるので、そうした財団等に御援助いただければ非常に助かるのではないかなという意見が学校現場では若干あるのだろうというふうに受けとめておりますけれども、教育委員会としましては、夏季休業中は教員にとっては勤務を要する日でございますし、自然を中心として体験教室、自然体験等をさせたり、宿泊行事で子どもたちとそういう、いわゆる同じ釜の飯を食うという、そういう体験をするのは教育上極めて重要と考えておりますので、そういう御意見もあろうかとも思いますけれども、おおむね教育的な意義は各学校で認められているというふうに受けとめておりますので、引き続き、そういう御意見はあろうかと思いますが、各学校の学校行事として教育委員会としては全面的に表に出てバックアップしていきたいという、そういうスタンスでございます。

木島委員長

例えば教師として生徒と一緒に行って、生徒と一緒にいろいろなことを学んだり、遊んだりということはいいのだけれども、その施設全体の管理だとか、往復のそういう交通機関の連絡だとか、そういうことが負担になるということの意味ですか。

教育指導課長

例えば交通機関の確保であるとか、宿泊地のそういう予定日程調整については、校長会の夏季施設担当者がおりまして、そういう者が立案して調整をした上で、教育指導課の中に教育活動支援係というものがございまして、そこら辺で事務的なレベルの連絡や調整、あるいはセッティングは行っております。教員が行うのは子どもの引率、特に安全、健康面を含めた引率等でございます。特に、キャンプでありましたら、もろもろのキャンプ場の管理などは管理人を別途定めさせていただいて、そういう方々のお手伝いをいただいているというこ

とでございます。

先ほどお話ししたと若干重なりますけれども、なお一層子どもたちとの触れ合いには教員が専念できるように、その他もろもろの生活の細々としたことについては、例えば指定管理者制度とか、あるいは財団にお手伝いをいただいて、体験そのものが子どもも先生方もより感動をしていただけるように、そういう配慮を今後さらに充実させていくというのが、財団に示していくという点でも、教育内容を充実させるという点でも、ねらいとしてございます。

今野次長

この報告書の中で言っていることは、今指導課長が申し上げたとおりなんですけれども、移動教室とか夏季施設とか、そういった行事については、自然体験の重要性も含めまして、ますます大事だというふうに基本的には言っているわけです。

櫻井委員

そうとれなかったんですよ。

今野次長

いや、そういうふうに書いてあります。移動教室についてはますます重要であると。

櫻井委員

移動教室はそうですけれども。

今野次長

それで、館山塩見の臨海学園については、二十年度を目途に廃止すると言っているわけですが、移動教室は別のプログラムを組んで、区の施設でなくても、例えば民間の借り上げだとか、そういったものを活用しながら、移動教室自体は今後も充実させていく、そのプログラムをつくると言っているわけです。それでとりあえず、先ほど出ましたけれども、モデル校として五校ぐらい手を挙げていただいて、来年からでも新しい移動教室の場所ですけれども、そういうコースの設定をする、そういう仕切りになっているわけですね。

ただ、その行事の大事さと、じゃ施設の管理というのはやはり別に考えているわけです。施設については、館山は先ほど申し上げたように二十年に廃止する。それと女神湖高原学園につきましても、指定管理者制度の導入を検討すると言っているわけです。これは実際にもう検討を始めているのですが、指定管理者制度になったときにどうなるかということなんですけれども、学校は今までどおり、学校優先で利用できるわけです。ですからその利用に関しては何ら支障がない。したがって女神湖は中学の移動教室と、あと小学校の夏季施設にも使っていますけれども、それは今までどおりというか、今まで以上に使えるような状態になっているわけです。

それで先ほどの話なんですけど、学校は夏季施設につきましても、夏季施設は小学校ですけれども、引率はします。ただ、移動教室と夏季施設というのは教育課程上の扱いというのは異なりますので、移動教室は授業そのものという位置づけですけれども、夏季施設について



は、学校行事ではあるけれども、そういう意味では教育課程の外だ、したがって選択だ。でも結果的には参加率は高いということで学校行事なんですけれども、それについてはやはり教員の負担を少し減らすことを考えてやってもいいのではないかという発想があるわけです。

したがって、指定管理者制度が入ったときには、指定管理者そのものが子どもたち、子どもたちに限らず限らず、これは女神湖なんかは一般利用がありますので、一般利用のいろいろ生涯学習の体験だとか、そういったコースも指定管理者に工夫してもらいたい、用意してもらいたいというふうに、そういう考え方はあるわけです。

それで、キャンプの話が出ましたけれども、キャンプにつきましても、必ずしもキャンプのノウハウは引率の先生みんなが持っているとは限りません。第一、キャンプなんというのは自分じゃ設営したことのない要因がたくさんありますし、それと飯ごう炊さんだとかキャンプファイアだとか、キャンプファイアをするにしたって、まきはどうするのだとか、細々したそういった問題がありますので、そういったことにつきましても、また引率教員なりをサポートする仕組みをつくらうというふうに思っているわけです。それが一つには指定管理者にメニューを用意してもらおうということと、もう一つは生涯学習財団みたいのところにお手伝いを委託するなり、そういうことも考えているわけなんです。

そういう形をとりながら、移動教室なり夏季施設なりは続けていくことを想定しているのですけれども、お手伝いの仕方を別に講じて、施設の管理はまた新しい視点で指定管理者なりを導入してやっていく。それがこの報告の骨子というか、プランでございます。

そういう詳しいお話を聞きますとわかるのですけれども、報告の内容の結果だけがぼんと出ていると、実際に学校で女神湖なり何なりに行くときに先生大変なんですよね。前から遊び道具をそろえたり、薬を、これは持っていこうとか、そういうことというのはやはり先生方にとっては負担になるだろうと思いますね。それはぜひ考慮していただきたいと思いますね。

私もそう思います。お話を伺ってわかったのですが、これを見ていると、結局生涯学習財団に位置づけ変更すべきというようなことだと、例えば新宿区報に載せて、それで募集していくというようなイメージがありますので、そういう形になってしまうのかな。移動教室は問題ないと思うのですが、夏季施設に関してはそういう受け取り方をしていたので、じゃなくなっちゃうのかなという感じがしたものですから。

それともう一つ、ついでですけれども、そうすると夏季施設に同行なさる先生方の費用はどうなるのですか。

木島委員長

櫻井委員

教育指導課長  
櫻井委員  
木島委員長

それは出張として、公務として旅費で対応することになります。  
よくわかりました。

これは、引率またはついていく先生は大変だと思うのですよ。夜は寝ないしね。言うことは聞かないし、本当に血圧の高い人なんか薬を飲まないと危険ですわね。そこら辺も十分注意をしていただいて、ぜひ続けていただきたいと思いますね。

特にほかに御質問がなければ。よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告二 その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長  
木島委員長

本日はございません。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

次の協議に入る前に、五月十七日に当教育委員会は、小学校教科用図書審議委員会に対し、採択の対象となるすべての教科用図書について調査検討を行い、その結果について答申するようお願いしていたところです。本日は、その答申を受け、説明を受けるということで進めます。

それでは答申をお受けいたします。

小尾審議  
委員会委員長

では答申をお受けいただきます。

本委員会は、平成十六年五月十七日、貴委員会からの諮問を受け、平成十七年度新宿区立小学校教科用図書の採択に際し、採択の対象となる全ての教科用図書について調査審議を行いました。その結果を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

平成十六年七月十六日

新宿区教育委員会委員長

木島富士雄様

教科用図書審議委員会

委員長 小尾昭

木島委員長

よろしく願いいたします。

答申書、確かに受け取りました。膨大な教科用図書について綿密に調査検討をしていただき、詳細な検討結果をありがとうございました。

当教育委員会は、審議委員会の調査結果をもとに、十分な調査研究を行い、学校の意向及び児童の実情に十分配慮して、公正かつ適正な選択を行います。

教育指導課長

今答申が渡されたわけですがけれども、委員の皆様のお手元にはその答申の写しを配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

協議事項

協議一 平成十七年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

木島委員長

それでは協議に入ります。

本日の協議は、小学校教科用図書審議委員会委員長から、答申の総括的な検討経過、検討の視点、審議結果について説明をいただき、それについて質疑を行います。

それでは、小学校教科用図書審議委員会委員長から説明をお願いいたします。

小尾審議

まず最初に、私ども審議委員会における審議の日程について御説明申し上げます。

委員会委員長

第一回の審議の委員会は五月十七日月曜日に行いましたが、ここで教育長から諮問をいただきました。そして審議日程、審議委員の役割などを確認いたしました。

第二回の審議委員会は六月二十九日火曜日に行いましたが、学校調査結果及び調査委員会の調査結果をもとに、国語、書写から始めまして、社会地図、算数、理科などの審議をいたしました。

第三回の審議委員会は七月八日の木曜日でしたが、この日は前回の調査結果の再検討をいたしました。さらに、生活、音楽、図工などの調査検討をいたしました。

第四回の審議委員会は、残りの家庭、保健などの検討をするとともに、答申文についての最終検討をいたしました。

以上、四回の審議委員会を持ちまして、先ほど答申申し上げましたような答申文を作成いたしました。

私どもが採択候補として検討いたしました教科書の数は全部で四十九種、二百八十六冊でございます。内訳については、国語が五種、書写が五種、社会が五種、地図が二種、算数が六種、理科が五種、生活が八種、音楽が三種、図画工作が三種、家庭が二種、体育が五種という内訳でございます。

次に、審議委員会における審議の方針についてでございますが、一つは、学校と調査委員会で調査結果が同じ場合、これは学校からの希望をとりました。それから同時に、既に発足しておりました調査委員会での調査結果、これをつけ合わせまして、学校調査の結果がAで、調査委員会の調査結果がAということであれば、これは私どもとしても、内容を検討しながらですけれども、A、すぐれているというふうに結果を考えました。また、学校の調査結果

がCで、調査委員会結果がC、これも当然C。

ただ、学校と調査委員会で調査結果が異なる場合が間々ございまして、そういう場合には、どちらを重視するというのではなくて、相互に尊重しながら、私どもで内容を審査しながら、ケース・バイ・ケースで決定してまいりました。

その過程で、調査報告書の意見欄及び調査委員会の調査報告書の意見欄を見て、各教科書の特徴を分析いたしました。同時に私どもの目で実際に教科書を見ながら、その評価のすぐれている点をさらに発見したり、あるいは確認し合ったりということを行いました。

それから、教科書の予算について、観点を幾つか設けて、内容であるとかあるいは使用上の便宜であるとか、あるいは印刷表示の問題であるとか、さまざまな項目にわたって審議を行いました。そして、審議委員会委員の立場でそれぞれのお考えを十分述べていただきました。

その結果として、評価を答申の欄に書いてございませうけれども、教科によってAが一社しかないという教科もございませう。しかし基本的には絶対評価を旨としておりますので、どちらとも甲乙つけがたいというようなことで、どちらもA、複数社がAというような評価の仕方をしたものもございませう。

それから、答申書のまとめ方でございませうけれども、国語から保健まで、種目、教科ごとと言ってもよろしいのでしょうか、一ページにまとめてございませう。まとめております総合的な意見は、調査委員会の総合的な意見及び学校調査報告書の主な意見をもとに、審議委員会で御発言いただいた意見も加味してまとめたものでございませう。

また、総合的な意見の書き方としては、評価がCのものよりもBのもの、BのものよりもAのものという方がより多く記述してあるわけですが、これは基本的に悪いところを書くのではなくて、よいところを発見する、よいところを見つける、そういう基本的な姿勢でまとめましたので、AというものはCよりもよいところがたくさんあるというふうな見方をさせていただければと思います。

それから、文章の中に括弧して「内容の選択」であるとか「使用上の便宜」であるとかという括弧づけがございませうけれども、これは教科書を調査する際の観点を示したものでございまして、そのような見方をさせていただければありがたいと思います。

最後に、私ども審議委員会で議論になった点が幾つかございませうので、それについてお話し上げたいと思います。

一つは、現場の意見としては、現行の教科書を支持するという傾向がございませう。これは、

例えばここにございますように、指導法に慣れている、あるいは思い入れのある教材がある、それをぜひ指導してみたいという、まあ経験があって、それが学習指導を効果的にするではないか、そういう見方があるわけですね。同時に資料が整っているとか、あるいは教材が準備されているとか、指導計画が整っているとか、そういう意味で現場では現行の教科書を支持する傾向があると思います。それは当然尊重される部分であると思いますが、同時に、これはまたマンネリ化を招くのではないかという心配があります。そういう意味では、現場からの声あるいは調査委員会の意見、同時に審議委員会の委員のそれぞれの先生方の御意見、そんなもので積極的によい教科書を発掘するという、そういう姿勢もできるだけ示したつもりでございます。

それからもう一つ問題になりましたのは、教科書の中で人権にかかわる問題がないだろうか。実は具体的に申し上げまして、算数の一年の教科書でございますが、その中に野菜や果物を擬人化した表現がございます。例えばニンジンさんが何人、リンゴさんが何人、合わせて何人でしょうか、そういう内容でございますけれども、その際に問題になりましたのは、擬人化する仕方として、例えば耳が書いてある、そういう果物や野菜があったりするわけですね。そうすると、障害がある方々にとって、もしかしたら不愉快な思いをさせるのではないかといったような配慮も私はあると思います。その教科書で取り上げている取り上げ方自体は教育的にはきわめて妥当な問題のないやり方なんです、その絵自体に扱いようによっては問題を生ずる場合もあるのではないかと、こういうことで議論がございましたけれども、結局それについては、人権の立場としては法務局の意見を聞いてみたらどうだろう、こういうことがございました。

それで、私は法務局の方にまいりまして意見を聞いてまいったのですけれども、原則的には、法務局としてそれが人権の問題に当たるか当たらないかということについて判断する立場にはない、特に印刷物ですので、慎重にしないと言論の自由を妨げる問題が生ずるかもしれないということであるのですけれども、しかし、もしそういうことが議論になるのだとしたら、それは取り扱いを慎重にしてほしい、こういう要望がございました。

そこで、実は教科書会社の方に、この委員会ということではなくて、匿名といいますか、こういう問題について教科書会社としてどう思うかというふうに申しましたところが、教科書会社としては十分な配慮がなかったのかもしれない、したがって、もし、内部で再度検討しますけれども、そういう御意見があることは十分尊重して、それについては印刷前に十分な、法務局その他とも相談しながら、十分な対処をしたい、十分な対処というのは、具体的

にいえば図版の修正、改定をする、そういうようなことがございました。そういうことが行われるのならば、これは意見としては調査委員会も学校の意見も、あるいは私どもの委員会も、内容的には極めてすぐれていると評価しておりましたので、その点さえクリアできれば答申ということで答申させてもらいました。

以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

教育指導課長  
木島委員長  
教育指導課長

補足説明をさせていただきます。

はい、お願いします。

本日の基礎資料であります各教科調査委員会の調査報告と、各学校から調査資料を各委員の机上に配付してございます。御確認いただき、採択までの間の参考資料としていただきたいと思います。

また、参考に新宿区における最近の使用教科書についても提出させていただきます。

以上、補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。

協議一について、御意見、ご質問がありましたらどうぞ。何か御意見、どうぞ。

山崎教育長

先ほど小尾委員長から、学校の方の調査委員会と審議委員会の方と評価が分かれるものが一部あったというお話ですが、それは教科で言うとうどういう教科だったのですか。

委員会委員長

お答えいたします。

例えば、一番最後の保健のところをごらんいただきます。東京書籍と光文とがどちらもAになってございます。これは、学校の意見も、それから調査委員会の意見もどちらもAということで、同時に、今の保健体育のところでも申しますが、学校側の意見は東京書籍がよい評価を受けております。それに対しまして、光文の方は学校の評価はそう高くない。ところが調査委員会の方の評価は、東書も光文も、どちらも高い評価をしております。そこで、私どもも実際に教科書を検討して意見を闘わしたのですけれども、やはり光文の方は学校の評価は低いけれども、内容的にはよいものがたくさんある、そういうことでどちらもAというふうにした。

それから、もう一つ理科の方でございますけれども、理科の方は、現行は大日本図書で、これは学校の方の評価は圧倒的に大日本が高い評価を受けている。しかし調査委員会の方では、大日本の教科書と、それから東京書籍の教科書が同じような評価を受けている。それで私どもの委員会といたしましては、内容を精査した結果、東書にも大変すばらしい点があって、大日本と内容的には拮抗するのではないかとということで、私どもはAというふうにした、

山崎教育長  
桜井委員

こんなようなことであります。

わかりました。

それはよくわかりました。

すみませんが、この調査委員会、学校三十校からの評価と、この調査委員会からの、この厚い方ですね、その見方を教えてください。学校からののは、例えばAと評価したのが、数とあるのは九校あったという、そういう見方ですよ。それがこちらの集計ということになると、それはどれをどういうふうに集計してそうなったのか、ちょっとごめんなさい。

小尾審議  
委員会委員長

御説明申し上げます。

調査委員会の方でまず先に申し上げますと、観点を「内容の選択」であるとか「構成・分量」であるとか、「表記・表現」であるとか、「使用上の便宜」であるとかという観点を四つ挙げまして、その四つについてそれぞれ小学校のその教科のベテランである先生方に委嘱いたしまして、そこで検討をし、そして評価をつけていく。それで、たまたま生活科のところを私開いているのですけれども、ある教科書がC、B、C、Cであったら、それをトータルして総合ではCをつけるというような形で調査委員会の結果が出るわけです。

それから、学校の方の評価は、同じく観点はあるのですけれども、かなり自由記述でどの教科書がよいかということとA、B、Cランクで提出していただいて、そのトータルでA、B、Cを決定、こういう結果でございまして、平たく申しますと、この各学校がよい点としてどういう内容でAとしたのか、どういう内容でBとしたのかということが学校の報告書にも、それから委員会の報告書にもそれぞれ書いてございますので、それをごらんになっていただくとよろしいかと思えます。

ただ、非常に膨大でございますので、なかなかこれは全部を見にくいところもございまして、またこれはよい点だけを記述してございます。そういう点で、裏には余りよくないといえますか、よい点がつけにくかったというところがあって、それがCに結びついている、そんな点もあるかと思えます。説明になっているかどうかわかりませんが、よろしく願います。

教育指導課長

教育指導課で各学校に協力依頼いたしておりましたので、若干補足をさせていただきます。

まず、「学校調査報告 新宿区立小学校（三十校分）」という表紙のついたものでございますので、その表紙をめくっていただいて見ていただきたいのですが、まず、手順といたしましては、各学校に、見本本はこの教育センターとか教育委員会にあるのですが、そこまで来ていただいて全部見ていただく。その中で、検定本でございますから、もう一定のレベル

に達しているということで、それを通常Cといたします。ですからDとかEとか、それ以下ということはないと考えて、検定本ということでC、それで、C以上によい場合はB、さらによい場合はAということでありまして、コメントのつけ方として、各学校でそれぞれ、例えば小学校の国語でございましたら、五種ございますので、その五種について、C以上の評価をつけていただいて、それを指導課の方に出していただきます。ですから、東書についてA評価をした学校は五校ある、こんなふうに見ていただければよろしいわけです。それで、Cの場合は普通ということで、基本的には余りコメントは求めてありません。よいとするならばよい点を見ていこうということでコメントをつけていただいているということでございます。

それで、各教科書ごとに各学校から出していただいた評価を集計してまいります。それが「学校調査報告 新宿区立小学校」という三十校分のものでございます。

続いて、そうして集約したものを、「教科用図書調査委員会」というものがございまして、あけていただきますと、国語というところで委員長名があつて判この押されているページが出てきますけれども、各学校から見識の深い教員を選出していただいて、各学校ではございません、代表にて調査委員会を組織いたしまして、そこで各学校から出てきた推薦内容をもとに精査いたします。それは評価の観点か、内容の選択とか、こういうふうに分かれておりまして、総合評価をつけております。それは、教科書五社でございますので、例えば最初に東書についてはBという評価、そして二ページを見ますと、次は大書、それから学図、そして教出、光村、五社でございますので、ここまで、各教科書一冊ずつについて教科用図書調査委員会委員長のもとに評価を出したのがこれでございます。

そして、さらに、それらの資料をもとに、小尾委員長に来ていただいておりますが、審議委員会でそれらを合わせて調査して答申を出したという手順でございますので、お手元には補足資料とともに、答申文と、そのホチキスどめのものが三種類あるのはそういう流れでございます。

木島委員長

ほかに何か御意見、御質問。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、ここで審議委員会の方々には御退席をいただきたいと思います。ご苦労さまでした。

次に、今後の教科用図書の採択の手順、臨時会の開催日程、会議の進め方について協議をいたします。

山崎教育長

今後の教科用図書採択の進め方について、提案をさせていただきます。



本日の臨時教育委員会において、審議委員会から答申を受け、調査報告書にかかわる総括的な協議をいたしました。が、法令の規定に基づき、採択の期限は八月三十一日までとなっております。この法定期限までに各種目の採択教科書を決定するわけですが、七月二十二日、二十三日に臨時会を開催していただき、八月六日の第八回定例会での採択を目途として集中して精力的に協議・審議を進めていきたいと考えています。

七月二十二日、二十三日には、審議委員会委員に加え、教科用図書を専門的に調査した調査委員会の各教科委員長に出席要請をしまして、指導要領とそれぞれの科目特性の説明を受け、各教科のすべての教科用図書の調査検討の結果について協議していただきたいと思えます。

この二日間でできれば採択候補の図書を各教科一種に絞り込んでいくという手順を進め、すべての教科の採択候補図書について絞り込みの理由の確認をいただき、採択のための議案の提出準備に入りたいと考えています。この二日間で一種に絞り込めなかった教科や協議が未了となった教科がありました場合は、七月二十八日、二十九日に臨時会を開催し再協議をしていただき、全教科について一種に絞り込みを行います。

そして、八月六日の第八回定例教育委員会で、審議をいただき、採択をとというのが、採択の進め方の提案です。

以上です。

木島委員長

教育長から提案のあった教科用図書採択の進め方に対しまして、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

〔「異議なし」の声あり〕

木島委員長

よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、教育長から提案いただいた採択までの大きな流れや進め方と当面の教育委員会臨時会の日程を確認したということにいたします。細かい会議の進め方は、協議していく中で皆さんと決めていきたいと思えます。

以上で本件の協議は終了いたします。

閉 会

午後二時五十八分閉会

木島委員長

それでは、本日の委員会はこれにて閉会といたします。